

介護保険だより

平成28年8月号

群馬県国民健康保険団体連合会

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表について

各事業所においては、毎月10日までに本会に介護給付費・総合事業費を請求していることと思いますが、その結果については毎月月末に各事業所に送信しています。

返戻内容について期間中は問い合わせが集中し、電話が繋がりにくく、お待たせをすることがあります。

以下に返戻理由別の対応を記載いたしますので、お問い合わせいただく前に、内容をもう一度御確認いただきますようお願いいたします。

1 受給者台帳に付随するエラー

各保険者（市町村）から本会に提出していただいている、受給者台帳と突合した結果の資格エラーとなりますので、当該保険者（市町村）に資格の照合をお願いします。

エラーコード	内 容
12P0	資格：受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。
12P2	資格：資格を喪失している被保険者です。
12P3	資格：給付管理票の合計＋償還払給付実績の合計が受給者台帳の区分支給限度基準額を超えています。
12P4	資格：受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。
12P5	資格：受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。
12P9	資格：受給者台帳記載の公費負担者番号と一致しません。
12PA	資格：変更申請中の受給者です。
12PB	資格：給付減額又は償還払化の受給者です。
12PC	資格：特定入所者介護サービスを受けられない受給者です。
12PD	資格：認定有効期間外の被保険者です。
12PE	資格：訪問通所限度額管理期間外の被保険者です。
12PF	資格：短期入所限度額管理期間外の被保険者です。
12PJ	資格：小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無が未設定です。
12PK	資格：有料老人ホーム等の同意書が提出されていません。
12PL	資格：利用者負担減免の申請中です。
12Q5	資格：既に資格喪失した受給者です。
12Q6	資格：受給者台帳記載、または設定された基準値の給付率と一致しません。
12Q7	資格：証記載保険者番号が不正です。
12Q9	資格：この受給者は、旧措置者のため対象外です。
12QA	資格：請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。
12QJ	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
12QT	資格：受給者台帳記載項目と一致しません。
12VU	資格：居住費対策の請求が受給者台帳の食事標準負担額に対応しません。
1201	資格：二次予防事業有効期間、もしくは認定有効期間外の受給者です。
1202	資格：総合事業を受けることのできない受給者です。
1203	資格：住所地特例対象者でない受給者です。
1204	資格：市町村認定の施設所在保険者番号と一致しません。

1205	資格：有効期間外の住所地特例対象者です。
1206	資格：該当の被保険者は65歳未満のため、総合事業を受ける資格がありません。
1207	資格：小規模多機能型事業所がサービス計画を行っているため、介護予防ケアマネジメント費の請求は行えません。
1208	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
1209	資格：受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。要介護度を確認してください。
120A	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
120B	資格：二割負担対象者に適用されない公費が記載されています。
120C	資格：この受給者は、旧措置者のため二割負担の対象外です。
120D	資格：二割負担対象者の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。
12SA	資格：給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。

2 重複エラー

過去または当月までに、同様なデータを提出済みの状態です。

請求データをもう一度確認してください。

エラーコード	内 容
ANN0	資格：同月に該当する給付管理票を提出済みです。
ANN1	資格：既に該当する給付管理票が存在しています。（区間異動）
ANN2	資格：同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。
ANN3	資格：既に該当する介護給付費請求明細書が存在しています。（区間異動）
ANN4	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。
ANN5	資格：既に該当する介護給付費給付実績が存在しています。（区間移動）
ANN6	資格：同月に再審査を行っています。
ANN7	資格：既に過誤調整を行っています。
ANN8	資格：既に該当する償還払連絡票が存在しています。
ANN9	資格：対象となる給付管理票は存在しません。
ANNA	資格：既に給付管理票修正を行っています。
ANNB	資格：公費受給者番号が重複して使われています。
ANNC	資格：既に償還明細書が提出されています。
ANND	資格：既に介護給付費請求明細書が提出されています。
ANNE	資格：過去に再審査を行っています。
ANNF	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、給付管理票修正ができません。
ANNG	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、再審査ができません。
ANNH	資格：既に該当するサービス提供終了確認情報が存在しています。
ANNJ	資格：過去に該当する給付管理票を提出済みです。
ANNK	資格：給付管理票内の明細情報が重複しています。
ANNL	資格：介護給付費請求明細書内の情報が重複しています。
ANNM	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。（ゼロ査定サービスあり）。
AN01	資格：介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書内の情報が重複しています。
AN02	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。
AN03	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書が存在しています。（区間異動）
AN04	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。
AN05	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費給付実績が存在しています。（区間異動）
AN06	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。
AN07	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）
AN08	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。
AN09	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）
AN10	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。
AN11	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）
AN12	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。
AN13	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。（区間異動）

3 計算誤りに係るエラー

ソフトの不具合等により、集計に誤りが発生しているエラーとなります。

ソフトから出力された請求データをもう一度確認してください。

エラーコード	内 容
ASS5	資格：請求金額等が計算値を超えています。
ASS6	資格：受給者台帳の負担限度額と記載された負担限度額が一致しません。
ASS7	資格：集計情報の出来高単位数が（緊急＋特定）の単位数と一致しません。
ASSA	資格：既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。
ASSB	資格：査定後の請求額が計算できません。

・請求方法をＩＳＤＮからインターネットに変更したい 等
変更する月の前月１０日までに届を提出します。

例) ９月(８月サービス提供分の請求を行うとき)から請求方法を変更したい → 届の提出期限は８月１０日です

※ なお、ＩＤ・パスワードの早期受領を希望される場合は、届の備考欄にその旨を記載してください。

(２) 介護給付費の振込先や口座名義を変更する場合

例) ・これまでとは別の口座に振込先を変更したい

・代表取締役が替わり、口座名義に変更が発生した 等
変更する月の１０日までに提出してください。

例) ９月末の振込から口座名義等を変更したい

→ 提出期限は９月１０日です

(３) 事業所名称、所在地、電話番号等を変更する場合

例) ・事業所名称を変更した

・事業所が移転した 等

変更が発生した場合は、指定を受けた機関(県庁または市役所等)に届け出た上で、本会にも速やかに届を提出してください。

なお、提出の時期によっては、処理の都合上、本会からの帳票類に変更前の事業所名称等が表示されることがありますので御了承ください。

２ お願い

(１) 記入漏れや押印漏れがあると、再提出をお願いすることがあります。提出前にもう一度確認してください。変更がない部分も含めて、すべての項目への記載をお願いしています。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

(２) 振込口座や口座名義人の変更の場合は、通帳の表紙と見開きページのコピーを添付してください。

３ その他

届の用紙は、本会のホームページからダウンロードできます。

また、記載項目の説明や記載例も併せて掲載されていますので、御覧ください。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階
TEL 027-290-1319(直通) FAX 027-255-5077
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)



※ 群馬県以外に所在の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いいたします。